

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和39年岩手県告示第262号の7）の一部を次のように改正し、令和7年1月1日から施行する。

令和6年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務の範囲	指定した金融機関			取扱事務の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]			[略]	[略]			
株式会社 社青森 銀行	[略]			株式会社 社青森 みちの く銀行	[略]		
株式会社 社みず ほ銀行	[略]			株式会社 社みず ほ銀行	[略]		
株式会社 社みち のく銀 行	青森市	本店、支店及び出張 所（県外の取扱店舗 にあつては、マルチ ペイメントネットワ ーク収納サービスを 利用した県公金の収 納事務を行うものに 限る。）					
株式会社 社ゆう ちょ銀 行	[略]			株式会社 社ゆう ちょ銀 行	[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							